

千代田区立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

千代田区教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	5
3. 計画の期間	6
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	7
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	10

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

千代田区教育委員会では、質の高い学校教育を維持するため、教員の長時間労働の是正に向けた「学校における働き方改革」を進めている。

具体的な取組の一つとして、教員の事務作業の負担を軽減して、教員が本来の教育活動に専念できる環境を整えるため、教育活動支援講師や副校長支援員等の会計年度任用職員や、理科支援員、通訳支援員等の補助員を各校に配置している。

一方で、文部科学省は「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、「給特法」という）」に基づき、1カ月の時間外在校等時間を平均 30 時間程度に削減する（令和11年度まで）ことを目標としているが、本区の現状では依然としてその目標を半数以上の月で上回って現状にある。

こうしたことを踏まえ、千代田区教育委員会として給特法第8条の規定に基づき本計画を策定する。

(2) 千代田区の現状

I. 区立小・中学校教員の平均時間外勤務時間

令和6年度 校種別平均時間外勤務時間数(1月当たり)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
幼稚園	40:25	46:05	41:57	36:24	18:24	32:46	45:26	40:31	34:05	38:23	39:56	45:03
小学校	34:15	35:30	34:50	25:56	4:35	34:09	35:01	33:21	25:21	23:40	29:37	27:31
中・中等 教育学校	45:15	45:36	45:42	42:23	13:40	45:49	40:33	38:39	30:59	30:25	25:28	36:49

※対象職員は下記のとおり

幼稚園：園長（専任）・副園長・主任教諭・教諭（臨時的任用教員を含む）

小・中・中等：校長・副校長・主幹教諭・指導教諭・主任教諭・教諭（栄養教諭、養護教諭、再任用、臨時的任用教員を含む）

II. これまでの働き方改革の取組み状況について

教員のサポート体制

教育活動支援講師、スクール・サポート・スタッフ、副校長支援員等の会計年度任用職員や、理科支援員、通訳支援員等の補助員を各校に配置している。

ICT 機器の利活用

「ちよだスマートスクール」構想を策定し、ICT 機器を活用しながら、データ共有の仕組みづくりやペーパーレス化(印刷業務・時間の削減)、会議の数の削減等を推進している。

夏季休業期間中の一斉休暇期間(学校閉庁日)の設定

夏季休業期間中、各学校に学校閉庁日を設定し、夏季休暇や年次有給休暇の取得を促進している。

中学校における部活動の外部委託

中学校の部活動指導の一部を、部活動指導員等の外部人材の活用と併せて民間事業者に委託することで、生徒にとって魅力ある部活動づくりを進めるとともに、教員の働き方改革を推進している。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1カ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%とする。

現状	目標			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼:75%	幼:80%	幼:90%	幼:95%	幼:100%
小:100%	小:100%	小:100%	小:100%	小:100%
中・中等:67%	中・中等:70%	中・中等:80%	中・中等:90%	中・中等:100%

- ・1年間における1カ月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度とする。

現状	目標			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼:38:17	幼:36 時間	幼:34 時間	幼:32 時間	幼:30 時間
小:28:40	小:28 時間	小:26 時間	小:24 時間	小:22 時間
中・中等:36:47	中・中等:36 時間	中・中等:34 時間	中・中等:32 時間	中・中等:30 時間

(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

・アンケートにおいて、授業準備時間が取れている(そう思う)と回答した割合を80%とする。

現状	目標			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼:ー	幼:50%	幼:60%	幼:70%	幼:80%
小:ー	小:50%	小:60%	小:70%	小:80%
中・中等:ー	中・中等:50%	中・中等:60%	中・中等:70%	中・中等:80%

・アンケートにおいて、児童・生徒の悩みや相談に対する時間が取れている(そう思う)と回答した割合を80%とする。

現状	目標			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼:ー	幼:50%	幼:60%	幼:70%	幼:80%
小:ー	小:50%	小:60%	小:70%	小:80%
中・中等:ー	中・中等:50%	中・中等:60%	中・中等:70%	中・中等:80%

・アンケートにおいて、仕事と仕事以外の生活バランスについて満足している(そう思う)と回答した割合を80%とする。

現状	目標			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼:ー	幼:50%	幼:60%	幼:70%	幼:80%
小:ー	小:50%	小:60%	小:70%	小:80%
中・中等:ー	中・中等:50%	中・中等:60%	中・中等:70%	中・中等:80%

・アンケートにおいて、教員としての仕事そのものに満足している(そう思う)と回答した割合を80%とする。

現状	目標			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼:ー	幼:60%	幼:70%	幼:75%	幼:80%
小:ー	小:60%	小:70%	小:75%	小:80%
中・中等:ー	中・中等:60%	中・中等:70%	中・中等:75%	中・中等:80%

3. 計画の期間

令和8年度 ～ 令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

千代田区では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・登下校時の通学路における見守り活動については、シルバー人材センターに委託し、同センターから派遣された人材が従事している。

児童生徒が補導された時の対応

- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。また、学校として対応すべき事項と、学校の対応範囲を超える事項とを明確化し、教職員の業務過多とならないよう留意する。

学校徴収金の徴収・管理

- ・学校給食費については、保護者からの直接徴収は行わず、保護者の委任状に基づき補助金を学校長あてに交付することで無償化を実施する。

地域学校協力活動の関係者間の連絡調整等

- ・小学校および中学校においては、地域学校協働活動推進委員(コーディネーター)との連携により、教育活動に伴う関係者等との連絡調整に係る負担の軽減を図る。

保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・対応が困難な案件の速やかな解決につなげるため、学校から直接相談できるスクールロイヤー制度の活用を推進する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

調査・統計等への回答

- ・学校副校長の業務負担を軽減し、副校長が教育活動及び学校運営に専念できる体制を整備するため、副校長支援員を配置する。また、学校管理職及び事務職員の業務効率化を図ることを目的として、多岐にわたる業務を支援するAIチャットボットを導入し、その機能の充実を進める。

学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・施設・設備管理および地域開放施設の管理業務については、外部委託により対応し、教員の業務負担軽減を図っている。

校舎の開錠・施錠

- ・校舎の開錠・施錠業務については、外部委託により対応し、教員の業務負担軽減を図っている。

校内清掃

- ・校内清掃業務については、外部委託により対応し、教員の業務負担軽減を図っている。

部活動

- ・各校の実情に応じて部活動指導員や外部指導者を配置し、部活動の地域展開等を推進する。また、活動時間や内容の適正化を図り、できるだけ短時間で、合理的かつ効率的・効果的な活動となるよう取り組む。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

授業準備、学習評価や成績処理

- ・小学校・中学校の教員の事務作業の負担を軽減して、教員が本来の教育活動に専念できる環境を整え、学校現場の教育体制の充実を図るためにスクール・サポート・スタッフを全校に設置する
- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールソーシャルワーカーの生徒指導関係の校内会議への参加目標を90%とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。また、情報共有を密に行い、多面的・多角的な支援を計画する。
- ・教育委員会において、生活指導主任会で警察等と連携した研修を実施する。併せて、学校においては健全育成サポート会議を年間3回以上開催し、福祉機関や警察等と連携することで、関係機関と連携・協働し、福祉機関や警察等との連携を図ることで、関係機関が適切に役割分担しつつ協働して支援を行う体制を構築する。

- ・講師(特別支援教育)や特別支援教育専門員、特別支援教育支援員等、特別支援教育にかかわる専門的な知識及び経験等を有している人材を学校へ配置し、特別な支援を要する児童・生徒へ、適切な指導や支援を行うことができる体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1050単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・校内清掃業務については、外部委託により対応を行っていること等を鑑み、清掃時間・頻度を見直す等を行って、放課後の活動時間を勤務時間内に設定するなど、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、校務DXを推進し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成項目の拡充を図る。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1か月時間外勤務が80時間超の教育職員のうち、疲労蓄積度の高い者に対して毎月医師による面談を実施する。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・教育委員会内にハラスメントに関する相談窓口として、ハラスメント相談員を配置する。
- ・学校における定時退勤日を月1回以上設定するよう奨励するとともに、夏季休業期間中に5日間の一斉閉庁日の設定を行う。
- ・テレワークの導入について、検討を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、区内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、区のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本区で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、千代田区で導入しているストレスチェックやアンケート等の結果から把握する。